## 岩手県収用委員会告示第3号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定による裁決書の送達について、送達を受けるべき土地所有者の所在が不分明のため送達することができないので、次のとおり告示する。

平成24年2月28日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸 之

- 1 送達すべき書類 高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線新設工事(宮守インターチェンジ(仮称)から東和インターチェンジまで)及びこれに伴う農業用道路付替工事に伴う収用事件に係る裁決書
- 2 送達を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏 名		
不明	登記記録の表題部所有者 ほか7名又はその相続人		

## 3 収用すべき土地等の表示

土地の所在	地 番	地目	土地登記簿 の地積	実測地積	収用すべき土地 の面積	実地の状況	備考
岩手県奥州市江刺区	454番 2	ため池	309 m²	309. 48 m²	309. 48 m²	ため池	別図に赤色で
梁川字大洞	404亩 2						表示する部分

4 送達すべき書類の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。 付記 上記の書類を受領しないときは、平成24年3月20日をもって通知があったものとみなされます。